

1 体制等に関する届出

介護給付費算定に係る体制に変更があった場合には届出が必要です。

※算定区分に変更がない場合であっても、算定要件を変更して算定する場合は届出が必要です。

【例（通所介護）】

「介護福祉士の割合が70%以上」の要件を満たしてサービス提供体制強化加算Ⅰを算定していたが、「勤続年数10年以上の介護福祉士の割合25%以上」の要件に切り替えて算定を継続する場合は、改めて届出が必要です。

2 適用年月日

(1) 加算の場合

ア 居宅サービス及び介護予防サービス（短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護を除く。）

- ・届出が毎月15日以前になされた場合は、翌月から算定開始
- ・届出が毎月16日以降になされた場合には、翌々月から算定開始

イ 介護保険施設、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護及び（介護予防）特定施設入居者生活介護

- ・届出が受理された日の属する月の翌月から算定開始（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月から算定開始）

(2) 加算の取り下げ、減算の場合

事業所や施設の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、（1）に関わらず、速やかにその旨を届出してください。

なお、この場合は、加算等がされなくなった事実が発生した日（月単位で算定する加算はその月）から加算等の算定を行わないものとします。

また、この場合において、届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講じることになることは当然ですが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処します。

※常に各要件を満たしていることを確認することが必要ですが、

①要件を満たす根拠資料として算定月の勤務表を提出した後に配置人員に変動があった場合

②年度末、年度初め等の人事異動の時期

には、特に注意してご確認ください。

3 加算（報酬）届出に係る必要書類

- (1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（様式第1号）
- (2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1、別紙1-2）
- (3) 添付書類（下記一覧表を参照してください。届出内容により異なります。）

(4) 添付書類が不要な加算であっても、算定にあたっての各種記録等の根拠資料は事業所に必ず備えておくこと。

4 留意事項

- (1) 1つのサービスで、職員配置の提出が必要な加算項目が複数ある場合は、1枚の勤務表に全ての要件を記載すること。
- (2) 利用者の個人情報に記載されている資料を添付する場合は、利用者名を伏せた形にすること。
- (3) 受理した日をもって届出日になるので、郵送の場合は余裕を持って提出すること。
- (4) 加算（報酬）届出により、運営規程の変更がある場合等は変更届も併せて届け出ること。

5 加算（報酬）関係一覧表

(1) 全サービス共通

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項
共通	LIFEへの登録		—	厚労省への情報提供を算定要件とする加算を算定する場合に届け出ること。 (cf:介護保険情報Vol.931及び938等)
		割引	○ 指定居宅介護サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について（別紙5）	

(2) 訪問・通所系サービス

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項
訪問介護	施設等の区分	通院等乗降介助	○ 一般乗用旅客自動車運送事業の許可証の写し、又は自家用有償旅客運送者登録証の写し ○ 運営規程の写し	体制届を行うにあたり、運営規程を変更した場合は、別途変更届を提出すること。
		加算等	定期巡回・随時対応サービスに関する状況	○ 定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書（別紙15） ○ 利用者又はその家族等から連絡があった場合に常時対応できる体制を確認できる書類 ○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を受けていることが分かる書類又は実施計画書の写し
	共生型サービスの提供（居宅介護事業所、重度訪問介護事業所）	○ 障害福祉制度の指定を受けていることが分かる書類（指令書の写し等）		

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項
		特定事業所加算	<p>【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定事業所加算（Ⅰ～Ⅳ）に係る届出書（訪問介護事業所）（別紙10）又は特定事業所加算（Ⅴ）に係る届出書（訪問介護事業所）（別紙10-2） ○ 訪問介護員についての個別研修計画（「全体の研修計画書」及び「従業者（加算Ⅳの場合、サービス提供責任者）ごとの個別研修計画（従業者が多い場合は見本として数件抽出）」、事業の一環として実施する研修であることが分かる書類等） ○ 訪問介護員等の技術指導を目的とした会議の定期的な開催を確認できる資料（会議次第、会議の出席表、議事録（直近の連続した複数回分）等） ○ サービス提供責任者と訪問介護員等との間の情報伝達及び報告体制を確認できる資料 ○ 訪問介護員等に対する健康診断の定期的な実施体制を確認できる書類（全従業者向けの健康診断実施の通知、就業規則又は実施計画等（健康診断実施結果を添付する場合は個人の結果は塗りつぶすこと）） ○ 緊急時における対応方法の明示を確認できる書類（重要事項説明書等） <p>【加算Ⅰ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>訪問介護員等要件（訪問介護員等の総数のうち介護福祉士が30%以上、又は介護福祉士・実務者研修修了者並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の介護職員の合計が50%以上であること）</u>が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式第1号） ※前年度（3月を除く）又は届出月の前3月（前年度の実績が6月に満たない場合は前年度の実績による届出は不可） ・ 計算式（任意）等 ・ 介護福祉士の資格証の写し又は実務者研修、介護職員基礎研修課程、一級課程の修了証の写し ② <u>サービス提供責任者要件（全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者であること。）</u>が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供責任者経歴書 ・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式第1号） ※算定月のもの ③ <u>重度要介護者等対応要件（前年度又は届出月の前3月（前年度の実績が6月に満たない場合は前年度の実績による届出は不可）の利用者のうち、要介護4～5・認知症日常生活自立度Ⅲ以上・たんの吸引等の行為を必要とする利用者の総数が20%以上であること）</u>が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 任意資料 ※たんの吸引等の行為を必要とする利用者の割合の場合は、事業所の登録証の写し。 <p>【加算Ⅱ】：上記①又は②</p> <p>【加算Ⅲ】：上記③</p> <p>【加算Ⅳ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>サービス提供責任者要件（指定居宅サービス等基準第5条第2項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者2人以下の指定訪問介護事業所であって、同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者1人以上配置していること。）</u>が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供責任者経歴書 ・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式第1号） ※算定月のもの ○ <u>重度要介護者等対応要件（前年度（3月を除く）又は届出月の前3月（前年度の実績が6月に満たない場合は前年度の実績による届出は不可）の利用者のうち、要介護3～5・認知症日常生活自立度Ⅲ以上・たんの吸引等の行為を必要とする利用者の総数が60%以上であること）</u>が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 任意資料 ※たんの吸引等の行為を必要とする利用者の割合の場合は、事業所の登録証の写し。 <p>【加算Ⅴ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>勤続年数要件（訪問介護員等の総数のうち勤続年数7年以上の者の総数が30%以上であること）</u>が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式第1号） ※前年度（3月を除く）又は届出月の前3月（前年度の実績が6月に満たない場合は前年度の実績による届出は不可） ・ 計算式（任意） ・ 勤続年数を証する書類等 	<p>介護職員が他の職種と兼務する場合は、他の職種に従事した時間は常勤換算の計算から除外すること。</p> <p>届出月の前3月で届出した場合は、届出月以降も、直近の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持し、下回る場合は、取り下げの旨届け出ること。</p> <p>指定居宅サービス等基準第5条第2項により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。</p> <p>「認知症日常生活自立度Ⅲ以上」 →ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者</p> <p>「たんの吸引等の行為を必要とする利用者」 →口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養の行為を必要とする利用者</p> <p>届出月の前3月で届出した場合は、届出月以降も、直近の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持し、下回る場合は、取り下げの旨届け出ること。</p> <p>「認知症日常生活自立度Ⅲ以上」 →ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者</p> <p>「たんの吸引等の行為を必要とする利用者」 →口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養の行為を必要とする利用者</p> <p>届出月の前3月で届出した場合は、届出月以降も、直近の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持し、下回る場合は、取り下げの旨届け出ること。</p> <p>介護職員が他の職種と兼務する場合は、他の職種に従事した時間は常勤換算の計算から除外すること。</p> <p>届出月の前3月で届出した場合は、届出月以降も、直近の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持し、下回る場合は、取り下げの旨届け出ること。</p>

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項
		特別地域加算	—	
		中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	—	
		中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	○ 中山間地域等における小規模事業所加算に係る確認表（参考計算様式③）	
		認知症専門ケア加算	<p>【加算Ⅰ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙26） ○ 認知症介護に係る専門的な研修の修了証 ○ 認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議の定期的な開催を確認できる資料 （会議次第、会議の出席表、議事録（直近の連続した複数回分）等） <p>【加算Ⅱ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加算Ⅰの算定に必要な資料 ○ 認知症介護の指導に係る専門的な研修の修了証 ○ 介護職員及び看護職員毎の認知症ケアに関する研修計画 	認知症介護に係る研修の修了者は、対象者の数に応じて必要数を配置すること
		介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等処遇改善加算	<p>【算定しようとするときの届出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護職員処遇改善計画書 ○ その他必要な書類 <p>【実績報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護職員処遇改善実績報告書 ○ その他必要な書類 	「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（R5.3.1 老発0301第2号）

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項
訪問入浴介護 (介護予防訪問入浴介護)	加算等	特別地域加算	—	
		中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	—	
		中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	○ 中山間地域等における小規模事業所加算に係る確認表(参考計算様式③)	
		認知症専門ケア加算	○ 訪問介護に同じ	
		サービス提供体制強化加算	○ サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12) ○ 従業者ごとの研修計画 (「研修の全体像が分かる研修計画書」及び「従業者ごとの個別研修計画(従業者が多い場合は見本として数件抽出)」、事業の一環として実施する研修であることが分かる書類等) ○ 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議の定期的な開催を確認できる資料 (会議次第、会議の出席表、議事録(直近の連続した複数回分)等) ○ 従業者に対する健康診断の定期的な実施体制を確認できる書類 (全従業者向けの健康診断実施の通知、就業規則又は実施計画等(健康診断実施結果を添付する場合は個人の結果は塗りつぶすこと)) ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式⑦) ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式第1号) ※前年度(3月を除く)のもの (前年度の実績が6月に満たない場合は届出月の前3月分のもの) ○ 【介護福祉士の割合で算定する場合】 ・介護福祉士の資格証の写し 【勤続10年以上又は7年以上の者の割合で算定する場合】 ・勤続年数を証する書類	各区分の算定要件を満たすこと。 <u>介護職員が他の職種と兼務する場合は、他の職種に従事した時間は常勤換算の計算から除外すること。</u>
		介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等処遇改善加算	○ 訪問介護に同じ	
訪問看護 (介護予防訪問看護)	施設の区分	定期巡回・随時対応型サービス連携	○ 訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問看護連携に係る届出(別紙14)	訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている事業所として、緊急時訪問看護加算の届け出をしている事業所であること。
訪問看護 (介護予防訪問看護)	加算等	特別地域加算	—	
		中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	—	
		中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	○ 中山間地域等における小規模事業所加算に係る確認表(参考計算様式③)	
		緊急時訪問看護加算	○ 緊急時訪問看護・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書(別紙8) ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式第1号) ※算定月のもの ○ 24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類 (オンコール体制を規定した書類等及び重要事項説明書等)	訪問看護ステーションは届出を受理した日から算定可能。
		特別管理体制加算	○ 緊急時訪問看護・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書(別紙8)	
		ターミナルケア体制 (ターミナルケア加算)	○ 緊急時訪問看護・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書(別紙8) ○ 24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類 (オンコール体制を規定した書類等及び重要事項説明書等)	
		看護体制強化加算	○ 看護体制強化加算に係る届出書(別紙8-2) ○ 従業者の総数のうち看護職員の占める割合が60%以上であることが確認出来る資料 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式第1号) ※届出月の前月(暦月)のもの	<u>看護職員の割合が1割を超えて減少した場合は、速やかに取り下げの旨を届出し、減少月の翌月からは算定しないこと。</u>
		サービス提供体制強化加算	○ サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-2) ○ 従業者ごとの研修計画 (「研修の全体像が分かる研修計画書」及び「従業者ごとの個別研修計画(従業者が多い場合は見本として数件抽出)」、事業の一環として実施する研修であることが分かる書類等) ○ 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議の定期的な開催を確認できる資料 (会議次第、会議の出席表、議事録(直近の連続した複数回分)等) ○ 従業者に対する健康診断の定期的な実施体制を確認できる書類 (全従業者向けの健康診断実施の通知、就業規則又は実施計画等(健康診断実施結果を添付する場合は個人の結果は塗りつぶすこと)) ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式⑦) ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式第1号) ※前年度(3月を除く)のもの (前年度の実績が6月に満たない場合は届出月の前3月分のもの) ○ 勤続年数が7年以上又は3年以上経過していることを証する書類	各区分の算定要件を満たすこと。

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項
訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)	加算等	特別地域加算	—	
		中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	—	
		中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	○ 中山間地域等における小規模事業所加算に係る確認表(参考計算様式③)	
		リハビリテーションマネジメント加算	—	
		移行支援加算	○ 訪問リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出(別紙17) ○ 算定の根拠となる資料	
		事業所評価加算〔申出〕の有無(予防のみ)	—	平成31年度以降算定を行う場合に申出
		サービス提供体制強化加算	○ サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-2) ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式第1号) ※算定月のもの ○ 勤続年数が7年以上又は3年以上経過していることを証する書類	
居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)	加算等	特別地域加算	—	
		中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	—	
		中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	○ 中山間地域等における小規模事業所加算に係る確認表(参考計算様式③)	
通所介護	施設等の区分		○ 通所介護の規模別報酬確認表(参考計算様式①)	毎年度確認を行うこと。
		加算等	職員の欠員による減算の状況	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式第1号) ※算定月のもの
		感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	○ 感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式 ○ (参考) 利用延人員数計算シート(通所介護・地域密着型通所介護・(介護予防)認知症対応型通所介護)	介護保険最新情報V o 1. 9 3 7及びV o 1. 1 0 3 5を参照の上、届け出ること。規模区分の特例を適用する場合、施設等の区分も変更すること。
		時間延長サービス体制	○ 運営規程の写し(延長サービスを行う時間が明記されていること)	加算の届出を行うにあたり、運営規程を変更した場合は、別途変更届を提出すること。
		共生型サービスの提供(生活介護事業所、自立訓練事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所)	○ 障害福祉制度の指定を受けていることが分かる書類(指令書の写し等)	
		生活相談員配置等加算	○ 生活相談員配置等加算に係る届出書(別紙27) ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式第1号) ※算定月のもの ○ 生活相談員の資格証、経歴書 ○ 地域に貢献する活動を行っていることが分かる書類	共生型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等のみ適用。
		入浴介助加算	○ 平面図及び浴室の写真	
		中重度者ケア体制加算	○ 中重度者ケア体制加算に係る届出書(別紙28-1)及び利用者の割合に関する計算書(中重度者ケア体制加算)(別紙28-2) ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式第1号) ※算定月(暦月)のもの ○ 看護職員の資格証の写し	加配の要件を確認できない場合は、必要なサービス提供時間、介護・看護職員(サービス提供時間を通じた専従者を除く)の提供時間から加配要件を満たす書類を作成すること。
		生活機能向上連携加算	—	
		個別機能訓練加算	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式第1号) ※算定月のもの ○ 機能訓練指導員の資格証の写し	個別機能訓練加算Iロを算定する場合は、 Iイに加えて 、サービス提供時間を通じた専従の機能訓練加算指導員を1名以上配置すること。
		ADL維持等加算〔申出〕の有無	—	申出の届出後、当該加算の算定までに、LIFEにおける適合の判定結果を得ること。 一度申出を行えば、申出を「なし」に取り下げない限り、毎年度の申出は不要。

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項
		認知症加算	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症加算に係る届出書（別紙29-1）及び利用者の割合に関する計算書（認知症加算）（別紙29-2） ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式第1号） ※算定月（暦月）のもの ○ 認知症介護に係る研修の修了証の写し 	<p>「認知症日常生活自立度Ⅲ以上」 →ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者</p> <p>「認知症介護研修」 →認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修、認知症看護に係る適切な研修</p> <p>勤務形態一覧表だけで加配の要件を確認できない場合は、利用者数に応じて必要なサービス提供時間、介護・看護職員（サービス提供時間を通じた専従者を除く）の提供時間から加配要件を満たす書類を作成すること。</p> <p><u>共生型通所介護を行う場合は算定しない。</u></p>
		若年性認知症利用者受入加算	—	認知症加算を算定している場合は、算定しない。
		栄養アセスメント・栄養改善体制（栄養アセスメント加算）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式第1号） ※算定月のもの ○ 管理栄養士の免許証の写し 	
		口腔機能向上加算	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式第1号） ※算定月のもの ○ 言語聴覚士、歯科衛生士、看護師又は准看護師の免許証の写し 	
		科学的介護推進体制加算	—	介護保険最新情報V o 1. 9 7 3を参照の上、届け出ること。
		サービス提供体制強化加算	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙12-3） ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料（参考計算様式⑦） ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式第1号） ※前年度（3月を除く）のもの （前年度の実績が6月に満たない場合は届出月の前3月分のもの） ○ 【介護福祉士の割合で算定する場合】 ・介護福祉士の資格証の写し 【勤続10年以上又は7年以上の者の割合で算定する場合】 ・勤続年数を証する書類 	<p>各区分の算定要件を満たすこと。</p> <p><u>介護職員が他の職種と兼務する場合は、他の職種に従事した時間は常勤換算の計算から除外すること。</u></p>
		介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等処遇改善加算	○ 訪問介護に同じ	

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項
通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション)	施設等の区分	施設等の区分	○ 通所リハビリテーションの規模別報酬確認表 (参考計算様式②)	
	加算等	職員の欠員による減算の状況	○ 通所介護に同じ	
		感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	○ 感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式 ○ (参考) 利用延人員数計算シート (通所リハビリテーション)	介護保険最新情報Vol. 937及びVol. 1035を参照の上、届け出ること。 規模区分の特例を適用する場合、施設等の区分も変更すること。
		時間延長サービス体制	○ 運営規程の写し (延長サービスを行う時間が明記されていること)	加算の届出を行うにあたり、運営規程を変更した場合は、別途変更届を提出すること。
		リハビリテーション提供体制加算	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (参考様式第1号) ※算定月のもの ○ 資格証の写し	
		入浴介助加算	○ 通所介護に同じ	
		リハビリテーションマネジメント加算	—	
		短期集中個別リハビリテーション実施加算	—	認知症短期集中リハビリテーション実施加算又は生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定している場合は、算定しない。
		認知症短期集中リハビリテーション実施加算	—	リハビリテーションマネジメント加算(A)イ、(A)ロ、(B)イ又は(B)ロのいずれかを算定していること。 短期集中個別リハビリテーション実施加算又は生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定している場合は、算定しない。
		生活行為向上リハビリテーション実施加算	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (参考様式第1号) ※算定月のもの ○ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の免許証の写し ○ 生活行為の内容の充実を図るための研修の修了証の写し	リハビリテーションマネジメント加算(A)イ、(A)ロ、(B)イ又は(B)ロのいずれかを算定していること。 短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合は、算定しない。ただし、利用者の急性増悪等により本加算を算定する必要性についてリハビリテーション会議により合意した場合を除く。
		若年性認知症利用者受入加算	—	
		栄養アセスメント・栄養改善体制 (栄養アセスメント加算)	○ 通所介護に同じ	
		口腔機能向上加算	○ 通所介護に同じ	
		中重度者ケア体制加算	○ 通所介護に同じ	
		科学的介護推進体制加算	—	介護保険最新情報Vol. 973を参照の上、届け出ること。
		移行支援加算	○ 通所リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出 (別紙18) ○ 算定の根拠となる資料	
		サービス提供体制強化加算	○ 通所介護に同じ	
	介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等処遇改善加算	○ 訪問介護に同じ		
	運動器機能向上体制 (介護予防のみ)	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (参考様式第1号) ※算定月のもの ○ 機能訓練指導員の資格証の写し		
	選択的サービス複数実施加算 (介護予防のみ)	—		
	事業所評価加算 [申出] の有無 (介護予防のみ)	—		
福祉用具貸与 (介護予防福祉用具貸与)	加算等	特別地域加算	—	
		中山間地域等における小規模事業所加算 (地域に関する状況)	—	
		中山間地域等における小規模事業所加算 (規模に関する状況)	○ 中山間地域等における小規模事業所加算に係る確認表 (参考計算様式③)	

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項
(3) 入所系サービス				
短期入所生活介護 (介護予防短期入所生活介護)	加算等	夜勤勤務条件基準	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (参考様式第1号) ※算定月のもの ○ 夜勤職員数を満たさないこと (満たすこと) を示す資料 (算出方法等)。	
		職員の欠員による減算の状況	○ 通所介護に同じ	
		ユニットケア体制	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (参考様式第1号) ※算定月のもの ○ ユニットリーダー研修修了書の写し	記載上の留意点 ①日中、ユニットごとに常時1人以上の看護職員又は介護職員の配置があること。 ②夜間・深夜、2ユニットごとに1人以上の看護職員又は介護職員の配置があること。 ③ユニットごとにユニットリーダーを表示していること。
		共生型サービスの提供 (短期入所事業所)	○ 障害福祉制度の指定を受けていることが分かる書類 (指令書の写し等)	
		生活相談員配置等加算	○ 生活相談員配置等加算に係る届出書 (別紙27) ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (参考様式第1号) ※算定月のもの ○ 生活相談員の資格証、経歴書 ○ 地域に貢献する活動を行っていることが分かる書類	共生型短期入所生活介護の指定を受ける指定短期入所生活介護事業所のみ適用。
		生活機能向上連携加算	—	
		機能訓練指導体制 (機能訓練指導員の加算)	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (参考様式第1号) ※算定月のもの ○ 機能訓練指導員の資格証の写し	
		個別機能訓練体制 (個別機能訓練加算)	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (参考様式第1号) ※算定月のもの ○ 機能訓練指導員の資格証の写し	
		看護体制加算	○ 看護体制加算に係る届出書 (短期入所生活介護事業所) (別紙9-2) ○ 看護師、准看護師の免許証の写し ○ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ※算定月のもの ※看護体制算定の根拠となる計算様式を添付一任意様式 ○ 連携の内容のわかるもの (対応窓口、連携事業所が明記されたもの) (加算Ⅲ、Ⅳのみ) ○ 前年度又は前3月の要介護3～5の者が占める割合を示す根拠資料 (月ごとに利用者総数及び要介護3～5の者の総数が分かる資料)	本体施設の介護老人福祉施設と併設の短期入所生活介護については、加算算定の可否はそれぞれ行うこととなりますので、勤務形態一覧表は状況が分かるように記載願います。 〔H21. 3H21. 4改定関係Q&A(vol. 1)78参照〕
		医療連携強化加算	○ 医療連携強化加算に係る届出書 (別紙30)	看護体制加算ⅡかⅣの算定が必要。 在宅中重度者受入加算を算定している場合は、算定しない。
		夜勤職員配置加算	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (参考様式第1号) ※算定月 (暦月分) のもの ○ 夜勤職員配置加算に係る確認表 (参考計算様式⑥) 【加算Ⅲ、Ⅳのみ】 ○ 夜勤時間帯を通じて配置される看護職員または喀痰吸引が実施可能な介護職員の資格証等 (喀痰吸引にかかる登録証等及び喀痰吸引可能な事業者であることを証する書類)	
		テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係)	○ テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書 (別紙22) 平面図 (見守り機器の配置を明示)、写真 (見守り機器の設置が確認できるもの)	テクノロジーの導入により緩和された基準で夜勤職員配置加算を算定しようとする場合に提出する。
		若年性認知症利用者受入加算	—	
		送迎体制	○ 送迎車の車検証の写し	
		療養食加算	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (参考様式第1号) ※算定月のもの ○ 管理栄養士又は栄養士の資格証の写し	
認知症専門ケア加算	○ 訪問介護に同じ			
サービス提供体制強化加算	○ サービス提供体制強化加算に関する届出書 (別紙12-4) ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料 (参考計算様式⑦) ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (参考様式第1号) ※前年度 (3月を除く) のもの (前年度の実績が6月に満たない場合は届出月の前3月分のもの) ○ 【介護福祉士の割合で算定する場合】 ・介護福祉士の資格証の写し 【勤続10年以上又は7年以上の者の割合で算定する場合】 ・勤続年数を証する書類	併設する介護老人福祉施設等がある場合は、勤務実態等に基づき按分するなどの方法によりサービス毎に常勤換算してください。 〔H21. 3H21. 4改定関係Q&A(vol. 1)77参照〕 看護職員等が他の職種と兼務する場合は、他の職種に従事した時間は常勤換算の計算から除外すること。ただし、介護支援専門員としての勤務時間は除外しない。		
併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況	—			
介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等処遇改善加算	○ 訪問介護に同じ			

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項
短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)	施設等の区分(老健)	基本型・在宅強化型	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出(別紙13-1-2) ○ 算定の根拠となる書類 	
		療養型	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護老人保健施設(療養型)の基本サービス費及び療養体制維持特別加算(Ⅱ)に係る届出(別紙13-2) ○ 算定の根拠となる書類 	
	施設等の区分(病院療養型、診療所型)	I型、II型、III型療養機能強化型等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式第1号) ※算定月のもの ○ 看護職員の資格を証する書類の写し ○ (療養機能強化型に該当する場合)介護療養型医療施設(療養機能強化型)の基本施設サービス費に係る届出(別紙13-3)又は介護療養型医療施設(療養機能強化型以外)の基本施設サービス費に係る届出(別紙13-4) ○ (療養機能強化型に該当する場合)各要件を満たす書類 	
施設等の区分(介護医療院型)	I型、II型、特別介護医療院等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護医療院(I型)の基本施設サービス費に係る届出(別紙13-5)又は介護医療院(II型)の基本施設サービス費に係る届出(別紙13-6) 		
加算等	夜間勤務条件基準	○ 短期入所生活介護に同じ		
	職員の欠員による減算の状況	○ 通所介護に同じ		
	ユニットケア体制	○ 短期入所生活介護に同じ		
	夜勤職員配置加算	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式第1号) ※算定月(暦月分)のもの ○ 夜勤職員配置加算に係る確認表(参考計算様式⑥) 		
	リハビリテーション提供体制(老健:言語聴覚療法、精神科作業療法、その他)(病院診療所等:理学療法I、作業療法、言語聴覚療法、精神科作業療法、その他)	○ 相当する診療報酬算定のために届け出た届出書の写し。又は、算定要件を満たす書類。		
	認知症ケア加算	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式第1号) ※算定月のもの ○ 平面図 		
	若年性認知症利用者受入加算	—		
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出(別紙13-1-2) ○ 算定の根拠となる書類 		
	食堂の有無(診療所型)	○ 平面図		
	送迎体制	○ 送迎車の車検証の写し		
	特別療養費加算項目(重症皮膚潰瘍管理指導、薬剤管理指導、集団コミュニケーション療法)	○ 「重症皮膚潰瘍管理指導」、「薬剤管理指導」、「集団コミュニケーション療法」に相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写し。又は、算定要件を満たす書類。		
	療養体制維持特別加算	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式第1号) ※算定月のもの ○ 転換前の病棟の証明 【加算Ⅱのみ】 ○ 介護老人保健施設(療養型)の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算(Ⅱ)に係る届出(別紙13-2) 		
	療養食加算	○ 短期入所生活介護に同じ		
	認知症専門ケア加算	○ 訪問介護に同じ		
	重度認知症疾患療養体制加算	○ 介護医療院における重度認知症疾患療養体制加算に係る届出(別紙24)		
	療養環境基準(病院療養型)	○ 療養環境基準の変更がわかる書類(平面図(廊下幅を明記すること。))		
	医師の配置基準(病院療養型)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療法施行規則第49条が適用されていることが分かる書類。 ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式第1号) 		
	特定診療費項目(病院療養型・病院経過型等)	○ 「重症皮膚潰瘍管理指導」、「薬剤管理指導」、「集団コミュニケーション療法」に相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写し。又は、算定要件を満たす書類。		
	サービス提供体制強化加算	○ 短期入所生活介護に同じ		
併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況	—			
介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等処遇改善加算	○ 訪問介護に同じ			

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項
特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護) 【短期利用型以外】	加算等	職員の欠員による減算の状況	○ 通所介護に同じ	
		身体拘束廃止取組の有無	—	
		入居継続支援加算	○ 入居継続支援加算に係る届出書(別紙20) ○ 算定の根拠となる書類	
		テクノロジーの導入 (入居者継続支援加算関係)	○ テクノロジーの導入による入居者継続支援加算に関する届出書(別紙20-2) ○ 平面図(見守り機器の配置を明示)、写真(見守り機器の設置が確認できるもの)	テクノロジーの導入により緩和された基準で入居者継続支援加算を算定しようとする場合に提出する。
		生活機能向上連携加算	—	
		個別機能訓練加算	○ 短期入所生活介護に同じ	
		ADL維持等加算〔申出〕の有無	—	申出の届出後、当該加算の算定までに、LIFEにおける適合の判定結果を得ること。 一度申出を行えば、申出を「なし」に取り下げない限り、毎年度の申出は不要。
		夜間看護体制 (夜間看護体制加算)	○ 夜間看護体制に係る届出書(別紙9) ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式第1号) ※算定月のもの ○ 看護師免許証の写し ○ オンコール体制に関する取り決め(指針やマニュアル等)の写し ○ 重度化した場合における対応に係る指針の写し	
		若年性認知症入居者受入加算	—	
		科学的介護推進体制加算	—	介護保険最新情報Vol. 973を参照の上、届け出ること。
		看取り介護加算	○ 看取り介護体制に係る届出書(別紙9-5) ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式第1号) ※算定月のもの ○ 看取りに関する指針の写し ○ 看取りに関する職員研修の体制が分かるもの	夜間看護体制加算を算定していない場合は算定不可。
		認知症専門ケア加算	○ 訪問介護に同じ	
		サービス提供体制強化加算	○ サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-6) ○ 他は短期入所生活介護に同じ	
介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等処遇改善加算	○ 訪問介護に同じ			
特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護) 【短期利用型】	施設の区分 加算等		○ 短期利用特定施設入居者生活介護費に関する確認表(参考計算様式⑤) ○ 有料老人ホームの運営規程又は重要事項説明書の写し	
		職員の欠員による減算の状況	○ 通所介護に同じ	
		夜間看護体制	○ 特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)【短期利用型以外】に同じ	
		若年性認知症入居者受入加算	—	
		サービス提供体制強化加算	○ 特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)【短期利用型以外】に同じ	
介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等処遇改善加算	○ 訪問介護に同じ			

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項
介護福祉施設サービス	加算等	夜間勤務条件基準	○ 短期入所生活介護に同じ	
		職員の欠員による減算の状況	○ 通所介護に同じ	
		ユニットケア体制	○ 短期入所生活介護に同じ	
		安全管理体制	—	
		栄養ケア・マネジメントの実施の有無	○ 栄養マネジメント体制に関する届出書（別紙11） ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式第1号）※算定月のもの ○ 管理栄養士・栄養士の資格証	栄養士又は管理栄養士を1名以上配置すること
		日常生活継続支援加算	○ 日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙16） ○ 入所者の要件を満たすことが確認できる書類 ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式第1号）※届出月の前3月の勤務表 ○ 介護福祉士の資格証	短期入所生活介護の利用者及び併設する短期入所生活介護との兼務職員の短期入所生活介護に従事した時間は計算から除外すること。
		テクノロジーの導入	○ テクノロジーの導入による日常継続支援加算に関する届出書（別紙16-2） ○ 平面図（見守り機器の配置を明示）、写真（見守り機器の設置が確認できるもの）	テクノロジーの導入により緩和された基準で日常継続支援加算を算定しようとする場合に提出する。
		看護体制加算	○ 看護体制加算に係る届出書（別紙9-3） ○ 他は短期入所生活介護に同じ	本体施設の介護老人福祉施設と併設の短期入所生活介護について、加算算定の可否はそれぞれ行うこととなりますので、勤務形態一覧表は状況が分かるように記載願います。 〔H21. 3H21. 4改定関係Q&A(vol. 1) 78参照〕
		夜勤職員配置加算	○ 短期入所生活介護に同じ	
		テクノロジーの導入	○ 短期入所生活介護に同じ	テクノロジーの導入により緩和された基準で夜勤職員配置加算を算定しようとする場合に提出する。
		準ユニットケア体制（準ユニットケア加算）	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式第1号）※算定月のもの ○ ユニットリーダー研修修了書の写し ○ 平面図	記載上の留意点 ①日中、準ユニットごとに常時1人以上の看護職員又は介護職員の配置があること。 ②夜間・深夜、2準ユニットごとに1人以上の看護職員又は介護職員の配置があること。 ③ユニットリーダーを表示していること。
		生活機能向上連携加算	—	
		個別機能訓練加算	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式第1号）※算定月のもの ○ 機能訓練指導員の資格証の写し	
		ADL維持等加算〔申出〕の有無	—	申出の届出後、当該加算の算定までに、LIFEにおける適合の判定結果を得ること。 一度申出を行えば、申出を「なし」に取り下げない限り、毎年度の申出は不要。
		若年性認知症入所者受入加算	—	
		常勤専従医師配置	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式第1号）※算定月のもの ○ 医師免許証の写し	精神科医師定期的療養指導との併算定不可。
		精神科医師定期的療養指導	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式第1号）※算定月のもの ○ 医師免許証の写し	常勤専従医師配置との併算定不可。
		障害者生活支援体制（障害者生活支援体制加算）	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式第1号）※算定月のもの ○ 障害者生活支援員が必要とされる資格等を有することを証する書類の写し	
		身体拘束廃止取組の有無	—	
		栄養マネジメント強化体制（栄養マネジメント強化加算）	○ 栄養マネジメント体制に関する届出書（別紙11） ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式第1号）※算定月のもの ○ 管理栄養士・栄養士の資格証の写し	
		療養食加算	○ 短期入所生活介護に同じ	
		配置医師緊急時対応加算	○ 配置医師緊急時対応加算に係る届出書（別紙21） ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式第1号）※算定月のもの ○ 医師の資格証の写し ○ 入所者に対する注意事項等の情報共有や曜日ごとの連絡方法等について、取り決めがなされていることが確認できる書類 ○ 24時間対応可能な体制が確認できる書類	看護体制加算Ⅱの算定していない場合は、算定しない。
		看取り介護体制（看取り介護加算）	○ 看取り介護体制に係る届出書（別紙9-4） ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式第1号）※算定月のもの ○ オンコール体制に関する取り決め（指針やマニュアル等）の写し ○ 看護職員の資格証 ○ 看取りに関する指針の写し ○ 看取りに関する職員研修の体制が分かるもの ○ 平面図（個室又は静養室を確認できるもの）	加算Ⅱを取得する場合は配置医師緊急時対応加算の届出をしていることが必要
		在宅・入所相互利用体制（在宅・入所相互利用加算）	—	
		認知症専門ケア加算	○ 訪問介護に同じ	
		褥瘡マネジメント加算	○ 褥瘡マネジメントに関する届出書（別紙23） ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式第1号）※算定月のもの	
		排せつ支援加算	—	
自立支援促進加算	—			
科学的介護推進体制加算	—	介護保険最新情報Vol. 973を参照の上、届け出ること。		
安全対策体制（安全対策体制加算）	—			
サービス提供体制強化加算	○ 短期入所生活介護に同じ			
介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等処遇改善加算	○ 訪問介護に同じ			

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項
介護保健施設サービス	施設の区分	基本型・在宅強化型	○ 介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出(別紙13-1-2) ○ 算定の根拠となる書類	
		療養型	○ 介護老人保健施設(療養型)の基本サービス費及び療養体制維持特別加算(Ⅱ)に係る届出(別紙13-2) ○ 算定の根拠となる書類	
	加算等	夜間勤務条件基準	○ 短期入所生活介護に同じ	
		職員の欠員による減算の状況	○ 通所介護に同じ	
		ユニットケア体制	○ 短期入所生活介護に同じ	
		夜勤職員配置加算	○ 短期入所生活介護に同じ	
		認知症ケア加算	○ 短期入所療養介護に同じ	
		若年性認知症入所者受入加算	—	
		在宅復帰・在宅療養支援機能加算	○ 介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出(別紙13-1-2) ○ 算定の根拠となる書類	
		身体拘束廃止取組の有無	—	
		安全管理体制	—	
		栄養ケア・マネジメントの実施の有無	○ 介護老人福祉施設に同じ	栄養士又は管理栄養士を1名以上配置すること
		ターミナルケア体制(ターミナルケア加算)	—	
		特別診療費加算項目(重症皮膚潰瘍管理指導、薬剤管理指導)	○ 「重症皮膚潰瘍管理指導」、「薬剤管理指導」に相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写し。	
		療養体制維持特別加算	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式第1号) ※算定月のもの ○ 転換前の病棟の証明 【加算Ⅱのみ】 ○ 介護老人保健施設(療養型)の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算(Ⅱ)に係る届出(別紙13-2)	
		栄養マネジメント強化体制(栄養マネジメント強化加算)	○ 介護老人福祉施設に同じ	
		療養食加算	○ 介護老人福祉施設に同じ	
		認知症専門ケア加算	○ 訪問介護に同じ	
		褥瘡マネジメント加算	○ 介護老人福祉施設に同じ	
		リハビリテーション提供体制	○ 「リハビリテーション指導管理」等に相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写し。	
		リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	—	
		排せつ支援加算	—	
	自立支援促進加算	—		
	科学的介護推進体制加算	—	介護保険最新情報V o 1 . 9 7 3を参照の上、届け出ること。	
	安全対策体制(安全対策体制加算)	—		
	サービス提供体制強化加算	○ 短期入所生活介護に同じ		
	介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等処遇改善加算	○ 訪問介護に同じ		

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項
介護療養型 医療施設		人員配置区分	○ 病棟ごとに勤務形態一覧、新たな従事者の資格証 ○ (療養機能強化型に該当する場合) 介護療養型医療施設 (療養機能強化型) の基本施設サービス費に係る届出 (別紙13-3) ○ (療養機能強化型に該当する場合) 各要件を満たす書類	
		夜間勤務条件基準	○ 短期入所生活介護に同じ	
		職員の欠員による減算の状況	○ 通所介護に同じ	
		入院患者に関する基準	○ 基準型、減算型であることを示す書類	
		ユニットケア体制	○ 短期入所生活介護に同じ	
		移行計画の提出状況	○ 介護療養型医療施設の移行に係る届出書 (別紙25)	
		安全管理体制	—	
		栄養ケア・マネジメントの実施の有無	○ 介護老人福祉施設に同じ	栄養士又は管理栄養士を1名以上配置すること
		療養環境基準 (病院の場合)	○ 療養環境基準の変更がわかる書類 (平面図 (廊下幅を明記すること。))	
		設備基準 (診療所の場合)	○ 設備基準の変更がわかる書類 (平面図 (廊下幅を明記すること。))	
		医師の配置基準	○ 医療法施行規則第49条が適用されていることが分かる書類。 ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (参考様式第1号) ※算定月のもの	
		若年性認知症患者 (利用者) 受入加算	—	
		身体拘束廃止取組の有無	—	
		療養食加算	○ 介護老人福祉施設に同じ	
		特定診療費項目 (重症皮膚潰瘍指導管理、薬剤管理指導、集団コミュニケーション療法)	○ 「重症皮膚潰瘍管理指導」、「薬剤管理指導」、「集団コミュニケーション療法」に相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写し。 又は、算定要件を満たす書類。	
		リハビリテーション提供体制 (病院診療所等: 理学療法 I、作業療法、言語聴覚療法、精神科作業療法、その他)	○ 相当する診療報酬算定のために届け出た届出書の写し。 又は、算定要件を満たす書類。	
		認知症短期集中リハビリテーション加算	—	
		認知症専門ケア加算	○ 訪問介護に同じ	
		サービス提供体制強化加算	○ 短期入所生活介護に同じ	
介護職員処遇改善加算	○ 訪問介護に同じ			
介護職員等特定処遇改善加算				
介護職員等ベースアップ等処遇改善加算				
介護医療院	施設の 区分 加算等	I型、II型、特別介護医療院等	○ 介護医療院 (I型) の基本施設サービス費に係る届出 (別紙13-5) 又は介護医療院 (II型) の基本施設サービス費に係る届出 (別紙13-6)	
		夜間勤務条件基準	○ 短期入所生活介護に同じ	
		職員の欠員による減算の状況	○ 通所介護に同じ	
		ユニットケア体制	○ 短期入所生活介護に同じ	
		安全管理体制	—	
		栄養ケア・マネジメントの実施の有無	○ 介護老人福祉施設に同じ	栄養士又は管理栄養士を1名以上配置すること
		身体拘束廃止取組の有無	—	
		療養環境基準 (廊下) (療養室)	○ 療養環境基準の変更がわかる書類 (平面図 (廊下幅を明記すること。))	
		若年性認知症患者入所者受入加算	—	
		栄養マネジメント強化体制 (栄養マネジメント強化加算)	○ 介護老人福祉施設に同じ	
		療養食加算	○ 介護老人福祉施設に同じ	
		特別診療費項目 (重症皮膚潰瘍指導管理、薬剤管理指導、集団コミュニケーション療法)	○ 「重症皮膚潰瘍管理指導」、「薬剤管理指導」、「集団コミュニケーション療法」に相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写し。 又は、算定要件を満たす書類。	I型・II型・ユニット型I型・ユニット型II型のみ算定可。
		リハビリテーション提供体制 (病院診療所等: 理学療法 I、作業療法、言語聴覚療法、精神科作業療法、その他)	○ 相当する診療報酬算定のために届け出た届出書の写し。 又は、算定要件を満たす書類。	
		認知症専門ケア加算	○ 訪問介護に同じ	
		重度認知症患者療養体制加算	○ 介護医療院における重度認知症患者療養体制加算に係る届出 (別紙24)	
		排せつ支援加算	—	
		自立支援促進加算	—	
		科学的介護推進体制加算	—	介護保険最新情報Vol. 973を参照の上、届け出ること。
		安全対策体制 (安全対策体制加算)	—	
サービス提供体制強化加算	○ 短期入所生活介護に同じ			
介護職員処遇改善加算	○ 訪問介護に同じ			
介護職員等特定処遇改善加算				
介護職員等ベースアップ等処遇改善加算				

療養環境基準、身体拘束廃止の取組み等の項目については、変更がある場合等については、あらかじめご連絡ください。